

# 北秋津小学校区 心豊かな子どもを育てる学校と地域づくり連絡会議 規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本会は、「北秋津小学校区 心豊かな子どもを育てる学校と地域づくり連絡会議」と称し、略称として「北秋津ネット」を用いる。

### (事 務 所)

第2条 本会は、事務所を所沢市立北秋津小学校のほうかごところ室に置き、事務所を活動拠点とする。

### (趣 旨)

第3条 本会は、会員それぞれの独自性を保持しつつ相互理解と協力関係を促進することで、学校と地域づくりに貢献する。

2 子どもたちにとっていい学校・地域を目指し、会員それぞれの信頼関係を大切にし、現場に根ざした交流と体験をスローガンとする。

3 第4条に定める会員は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携および協力に努める（教育基本法第13条）ことを、可能な限り具体的に実践する。

### (会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する個人および団体をもって会員とする。

2 本会の会員のうち、子どもたちに直接関係のある個人および団体を正会員、直接関係のない個人および団体を賛助会員と呼ぶ。

## 第2章 活 動

### (範囲と分野)

第5条 本会は、北秋津小学校区およびその近隣を活動範囲とする。

2 本会は、主に社会教育（生涯学習・生涯スポーツ）および青少年健全育成を活動分野とする。

### (実行委員会)

第6条 本会の活動は、会員を委員とする実行委員会を会計年度ごとに設置して実施することができる。また、複数年度にまたがる一定の目的をもった活動ではプロジェクトチームを設置することができる。

## 第3章 役員・会議

### (役 員)

第7条 本会は、本会の役員として議長（管財人）を1名置く。

2 会員の互選で役員を選考し、連絡会議において選任する。

3 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 本会は、連絡会議の承認を経て、顧問・相談役を置くことができる。

**(連絡会議)**

第8条 連絡会議は本会の最高意思決定機関であり、毎年一回定期に開催する。また臨時に開催することができる。

2 次の各号に掲げる事項については、定期に開催する連絡会議の決議を経なければならない。

- (1) 前年度の活動報告・決算報告に関する事項
- (2) 新年度の活動計画・予算に関する事項
- (3) 役員を選任
- (4) 実行委員会の設置
- (5) 規約の改正、細則等の制定その他の重要事項

3 連絡会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

**(事務局会議)**

第9条 削除

## 第4章 会 計

**(会計年度)**

第10条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

**(本会の収入)**

第11条 本会の経費は、助成金、交付金、協賛金その他の収入をもってこれに充てる。

**(会計処理)**

第12条 本会の会計は、議長が管財人として管理する。。本会の預金口座は、議長名で開設できる。

## 第5章 雑則・附則

**(規約の発効)**

第13条 本規約は平成23年4月2日より効力を発する。

2 平成24年7月1日に本規約の第3条、第8条、第10条の一部を改正し、同日より施行する。

3 平成29年3月5日に本規約の第6条、第7条、第12条の一部を改正、第9条を廃止し、同日より施行する。

4 本会は、補助金事業の書類等の保管期限である平成32(2020)年3月31日を以って解散する。解散時点での財物の処分に関して関係者と協議の上、別に定める。